

第3号様式

令和6年度第7回船橋市情報公開・個人情報保護審査会会議録

(令和7年3月17日作成)

1 開催日時

令和7年1月10日(金) 午後2時00分～午後4時05分

2 開催場所

市役所本庁舎6階 公平委員会室

3 出席者

(1) 委員

岡崎委員、青木委員、田部井委員、加藤委員、坂井委員

(2) 担当課

(戸籍住民課) 佐久間戸籍住民課長、今泉戸籍住民課長補佐

(市民税課) 金子市民税課長、佐藤主任主事

(資産税課) 秋庭資産税課長、伊藤賦課管理係長

(健康づくり課) 小林予防接種係長、高橋主事

(デジタル行政推進課) 林デジタル基盤係長、川野主任主事、塚原主任主事

(3) 事務局

藤野総務法制課長補佐、細沼情報公開係長、林主任主事、益岡主事

4 欠席者

大川委員、谷委員

5 議題 報告及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

- ・ 番号法 特定個人情報保護評価(住民基本台帳に関する事務)の第三者点検について【議題・公開】
- ・ 番号法 特定個人情報保護評価(個人住民税に関する事務)の第三者点検について【議題・公開】
- ・ 番号法 特定個人情報保護評価(固定資産税・都市計画税に関する事務)の第三者点検について【議題・公開】
- ・ 番号法 特定個人情報保護評価(予防接種に関する事務)の第三者点検について【議題・公開】
- ・ 審査請求に係る審議について(船審05-02)【議題・非公開】

審査請求に係る審議については、船橋市情報公開・個人情報保護審査会条例第13条に該当し、船橋市情報公開条例第26条第1号に該当するため非公開。

6 傍聴者数（全部を非公開で行う会議の場合を除く。）

なし

7 決定事項

- ・住民基本台帳に関する事務に係る全項目評価書（素案）、個人住民税に関する事務に係る全項目評価書（素案）、固定資産税・都市計画税に関する事務に係る全項目評価書（素案）及び予防接種に関する事務に係る全項目評価書（素案）は、特定個人情報保護評価指針（令和6年5月27日 個人情報保護委員会作成）の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしていると判断しました。
- ・審査請求に係る審議を行いました。

8 議事

○岡崎会長

それでは、時間になりましたので、始めてよろしいでしょうか。では、始めさせていただきます。

現在のところ、本日の会議の傍聴を希望されている方はいらっしゃいません。本日は一部公開審議ですので、公開審議の途中で傍聴希望の方がいらっしゃいましたら、随時入室していただきます。

本日は、大川委員、谷委員がご欠席ですが、その他の委員が出席されておりますので、船橋市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則第2条第2項の規定により、当審査会は成立いたします。

本会議の会議録の署名は、青木委員にお願いいたします。

それでは、本日の内容に入ります。

本日は、最初に番号法に係る特定個人情報保護評価の第三者点検について、戸籍住民課が所管する「住民基本台帳に関する事務」、市民税課が所管する「個人住民税に関する事務」、資産税課が所管する「固定資産税・都市計画税に関する事務」、健康づくり課が所管する「予防接種に関する事務」の4つの事務について審議を行います。

また、本日、この案件について答申を行うこととなりますので、答申書の内容についても審議を行います。

それでは、事務局から本日の流れについて説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、特定個人情報保護評価・全項目評価書の第三者点検の進め方についてご説明をさせていただきます。

先ほど会長よりお話がありました4つの事務については、過去に第三者点検を実施しておりますが、この度、第三者点検を含めた評価の再実施が必要とされる重要な変更が生じることから、再度ご審議いただきます。

今回ご審議いただく全項目評価書の修正案につきましては、昨年の11月1日から12月2日まで意見募集としてパブリック・コメントを行いました。結果としましては、全ての修正案において意見は寄せられませんでした。

次に、今回重要な変更が生じた契機につきましては、国が進めている情報システムの標準化及びガバメントクラウドへの移行によるものであり、4つの事務に共通する内容となっております。

そのため、本日の流れとしましては、まず事務局から主な重要な変更の内容及びその他変更を行った部分について説明させていただきます。その後、何かご質問、ご意見があった場合には、各事務の担当課において回答する流れとさせていただきます。

評価の方法としましては、お手元にあります全項目評価書、それと、事前に送付させていただいた「特定個人情報保護評価指針第10の1（2）に定める審査の観点における主な考慮事項」を突き合わせていただきながら、評価書の内容をご確認いただきたいと思います。審査の観点における主な考慮事項の7ページの次のページ以降につきましては、評価書の様式が左側に、それに関する審査の観点が右側にございます。

事務局からの本日の進め方に関する説明は以上になります。

○岡崎会長

ありがとうございます。

○事務局

資料が足りない先生はいらっしゃいますか。

○岡崎会長

順番がばらばらになってしまいまして、後ほどもし分からなかったらお尋ねさせていただきます。

何かご意見、ご質問があれば、委員の皆様にお伺いするような形で。

○事務局

はい。

○岡崎会長

では、修正案に対し、ご質問、ご意見などありますでしょうか。

○事務局

すみません、その前に、今の流れでよろしければ全体の説明についてこちらからさせていただきます。

○岡崎会長

失礼しました。

○事務局

では、事務局から全体の説明をさせていただきます。

まず、事前に送付しております資料1「情報システムの標準化・共通化の背景」をご覧ください。

地方公共団体の基本的な事務の大半は、法令で内容が定められている一方で、情報システムは個別にカスタマイズを行っている例が多いことから、維持管理や改修に重複投資が発生する調整コストが大きく、クラウド利用が円滑に進まないなどの課題が生じておりました。

こうした課題を解決するため、国が地方公共団体の基幹系情報システムについての基準、いわゆる標準仕様を策定し、地方公共団体に当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組みを構築することで、地方公共団体の情報システムの標準化を実効的に推進していくこととなりました。

具体的な法的枠組みにつきましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律において、政令で定める事務について標準化基準に適合したシステム（以降「標準準拠システム」といいます。）を利用することを義務付けるとともに、地方公共団体は政府が用意するクラウド（以降「ガバメントクラウド」といいます。）を活用して標準準拠システムを利用することが努力義務として規定されました。

政令で定める主な標準化対象事務は20事務あり、今回第三者点検を行う4つの事務についてもこの20事務に含まれております。

標準準拠システム及びガバメントクラウドへの移行に伴い、特定個人情報の保管場所等について変更が生じ、これらが重要な変更該当することから、評価の再実施が必要となりました。

次に、資料2「ガバメントクラウドへの移行に伴う共通の変更箇所一覧」をご覧ください。こちらが、ガバメントクラウドへの移行に伴う変更のうち、各事務に共通する変更箇所をまとめた資料となります。なお、ガバメントクラウドにおいて講じられているリスク対策等については、国から記載内容を示されておりますので、その内容を記載しているものとなります。

また、「重要な変更」の欄に○がついているものにつきましては、評価の再実施（パブリック・コメントや第三者点検）が必要となる変更になりますので、特に重要な変更についてご確認いただければと思います。

次に、お手元にございますリングファイル、こちらの赤いものをご覧ください。こちらのリングファイルに、各事務に係る諮問書、評価書案等が入っております。

この中のインデックス「概要資料」に、それぞれ概要説明や主な変更箇所等がまとめられておりますので、ご覧ください。

最後に、これまでお話しした以外にも記載内容に変更が生じている箇所がございます。全ての変更内容については、リングファイルの中のインデックス「変更箇所」のページをご覧ください。変更箇所のうち、一番左の列の「変更日」の欄が空白になっているものが今回変更している箇所でございます。

事務局からの説明は以上になります。

○岡崎会長

ありがとうございます。

それでは、修正案に対し、ご質問、ご意見がありましたら適宜よろしく申し上げます。

資料を見る時間をつくったほうがよろしいですか。大丈夫でしょうか。

（各自、資料を確認）

○岡崎会長

一つ基本的なことについてお伺いしたいのですが。不勉強なので。

今回問題になっているガバメントクラウドというものですが、これはもともと国が既に利用しているシステムに地方公共団体が参加するような形になっているのでしょうか。それとも、国は利用せずに、地方公共団体が利用するために新たに構築したシステムなのでしょうか。

○デジタル行政推進課

デジタル行政推進課です。

もともと国と地方公共団体それぞれが使うためのクラウドになっていますので、国のほうがまず最初に省庁のシステムとかで一部使っている状況で、ほかの自治体でも先行でもう使っているところもございます。

○岡崎会長

法律ができる前からもう既に使っているんですか。

○デジタル行政推進課

法律ができるタイミングで整備されてできたものです。

○岡崎会長

そうすると、既に使っている地方公共団体は、もうこの第三者点検を終えているという形になるわけですね。

○デジタル行政推進課

はい。

○青木委員

私からも一点だけ、基本的な質問になるのですが、資料2の変更箇所一覧の1番の項目の＜ガバメントクラウドにおける措置＞の中で、「ISO／IEC 27017、ISO／IEC 27018の認証を受けていること」とあるのですが、この認証というのはどういった機関が出しているのか、教えていただければと思います。認証評価機関です。

○事務局

一般財団法人日本品質保証機構というところで審査が行われているようです。

○青木委員

分かりました。ありがとうございます。

○岡崎会長

青木先生、認証を行う機関というのはいろいろあるんですか。

○青木委員

はい。私が直接関わっている国土交通省系ですと、国の諮問機関というか、国土交通大臣の諮問機関というのがあって、これはISOで国際規格なので、それが日本の規格にマッチするかを見るような日本規格協会ですとか、そういったものを經由してやるような認証評価の機関があり、その中でまたそれぞれの製品ベースや何かで見るようなものがあります。

これもクラウドのサーバーの中のいわゆるソフトウェアの規格基準なので、総務省だったり、それなりの監督官庁がいて、そこからの諮問を受けて認証を行う機関というのが多分存在するのだらうなと思って伺ってみました。

認証を受けると、これはどこなのか、実質だと総務省か経済産業省辺りの大臣の認証を受けられましたという大臣認定と言われるものが得られて、それが具体的にJISマークみたいな形になるのかどうか分かりませんが、書類で残るシールでやるという形で、それで実際にこの認証を受けているということが具体的に明示されるというものになります。

○岡崎会長

それは、定型的にリスク管理とかそういった構築がなされているというお墨つきみたいな形がなされると。

○青木委員

そのとおりです。大体認証を行うのは、学識経験者、それから、こういう専門の企業からの技術者、これで言うとSEの方ですとか、その辺が組む審査委員会が実際にこの認証を。これですと、クラウド事業者から出されてきた計画書ですとか、設計書というか、設計図書というか、それを見ながら、きちんと全部の項目ができているか。それから、当然ここはセキュリティーですので、リスクアセスメントや何かをどのくらいやっているか。そこを見て、これなら大丈夫だという形で認証を出しているということになります。

その基準になるのが、このISO/IECと言われる国際規格になるかと思います。これは、基本的に国の法律に近いかもしれない。あまり具体的な数字を明記していなくて、いわゆる定性的な、法的なというのでしょうか、そういう書きぶりで書いているようなところが多くて、これの附則という形で、どういう方法を使うとか、どういう数値を基準にして見るとか、そういったものが与えられている。そういう立てつけになっているかと思

います。

○岡崎会長

ありがとうございます。

○事務局

一点だけ補足させていただきます。先ほどのISOの認証機関ですが、例として日本品質保証機構を挙げさせていただきましたが、そのほかにも日本にいくつか審査機関があるみたいですので、補足させていただきます。

○田部井委員

先ほど国の省庁とかでは既にこのガバメントクラウドを活用しているとおっしゃっていましたが、大体何年ぐらい前から活用しているのでしょうか。

○デジタル行政推進課

ガバメントクラウド自体は、国のほうが令和3年度から運用を開始しているという形になります。

○田部井委員

まだあまり時間がたっていないかと思うのですが、その間に、今回懸念されている、例えばクラウド事業者がアクセスすることを制限したり、いろいろ対策を練っているようですが、逆に言えば、クラウド事業者における不正とか、そういったものの危険性があるからだと思います。そういった事故や不祥事とか、そういったものは特段報告はされていないですか。

○デジタル行政推進課

私どもが把握している限りでは、そういったものは特段出ていないと認識しております。

○田部井委員

分かりました。

○坂井委員

冒頭の資料1のご説明ですと、標準準拠システムの利用が法的に義務化されたと。しかし、ガバメントクラウドを使用するかどうかについては努力義務だというふうにご説明いただいたのですけれども、船橋市として、この努力義務であるガバメントクラウドに参加することを決定した理由を教えてください。

○デジタル行政推進課

標準化の法律の中でも、原則はガバメントクラウドを活用するということがうたわれておりますので、まずはその方針にのっとっていくというところになります。国のほうでも、セキュリティーですとか、今後国のシステムと連携するときに基本的にはこちらがベースになってきますので、そういったところを踏まえて、努力義務ではありますが、国の方針にのっとって活用することとしております。

○坂井委員

分かりました。

○加藤委員

私も。この健康づくり課さんの資料をいただいて読んでいたときに、私はほとんど内容が分からないのでこんなふうに思っているのですが、概要資料の「2 評価書の主な変更点」の中で、「標準準拠システムをガバメントクラウド上に構築することに伴い、国の定めるガバメントクラウドの安全管理措置に従った内容を追加」というふうに読んでいました。つまり、ガバメントクラウドに参加することで、もうある程度のセキュリティーが確保されるのかな、担保されるのかなと思ったのですが、そうではなくて、やはりこれは地方公共団体がセキュリティーの対策をしていくということなんですね。今話をいろいろ伺っていたらそう聞こえてきたのですが、そういうことなんですかね。

○岡崎会長

その辺りはいかがでしょうか。

○デジタル行政推進課

ガバメントクラウド自体のセキュリティーについては、国が事業者を選定するときに要件をつけて確保しています。あとは、それを使う上で、運用管理として手順なりしっかりやるというところは、地方自治体における事務の手順ですので、勝手にデータを別に持つ

ていかないとか、そういった船橋市側としてやらなければいけないところはやはりあるか
と思います。

○岡崎会長

このクラウドにアクセスするところは、ネット通信を使うといいますか、通信を使うの
で、そこはやはりリスクがあるという理解でよろしいでしょうか。

○デジタル行政推進課

そちらにつきましては、通常のインターネットとは隔離されたいわゆる専用の回線、道
を使って接続する形になりますので、きちんと対策が取られている状況になっております。

○岡崎会長

私からもう一点、資料2の共通の変更箇所一覧のNo. 4のところ、「以下の内容を追記
した」の①で、「国及びクラウド事業者は、利用者のデータにアクセスしない契約等となっ
ている」とございまして、事業者とは当然そのような契約を結んでいるのかなと思いますが、
国もここに入っていると。あとは、最後のところ(⑧)に「国及びクラウド事業者が
アクセスできないよう制御を講じる」とあるので、そういう制御とか契約がなければ、原
則アクセスができる状態にあるという前提ではあるのですか。

○デジタル行政推進課

もともと制御として、ガバメントクラウドを管理しているのはデジタル庁になりますの
で、その管理者であるデジタル庁もそもそも触れない。船橋市のデータを触ったりという
ことはできません。

○岡崎会長

それは契約で禁止しているからですか。

○デジタル行政推進課

いや、仕組みとして。

○岡崎会長

その仕組みというのは、最後に書いてある「国及びクラウド事業者がアクセスできない

よう制御を講じる」という部分がそれに該当するというふうに考えてよろしいですか。

○デジタル行政推進課

はい。

○岡崎会長

技術的にできない状況になっているという理解でよろしいですか。

○デジタル行政推進課

技術的にできません。

○岡崎会長

先ほど国のシステムとの連携という言葉が出てきましたので、そういう連携も可能性としてある形でのシステム構築なのかどうなのかなと少し思ったものですから。

○デジタル行政推進課

連携するときは、あくまで連携する新たな道、そういう仕組みをつくった上で連携する形になりますので、みんなそこにいるから勝手に連携するというわけではございません。

○岡崎会長

ちなみに、今、契約で「アクセスしない契約となっている」とあるのですが、この契約は誰と誰の間の契約ですか。

○デジタル行政推進課

こちらはデジタル庁とクラウド事業者との間で結んでいる契約です。今後、各団体とデジタル庁が何かしらの契約を結んで、実際に地方公共団体が利用するという形になっております。

○岡崎会長

今のお話ですと、クラウド事業者がデジタル庁との約束の下でアクセスをしないというふうに定めているという形ですね。

○デジタル行政推進課

そうです。

○岡崎会長

今後は、市としても、ここにあるのは国と事業者ですから、この二者との間で何かしらの約束を締結する予定はあるのでしょうか。

○デジタル行政推進課

今後は、地方公共団体としては国と契約を結んでいきます。事業者は、あくまで国と地方公共団体にしっかりと提供する契約を結んでいるという形になります。

○岡崎会長

ちなみに、リスクに関する記載というのは、先ほどご説明がありましたけれども、国が示した内容をそのまま記載しているということによろしいのでしょうか。

○事務局

はい。そのとおりでございます。

○岡崎会長

資料2の共通の変更箇所一覧のNo. 7のところに関連してですが、先ほどガバメントクラウドに関しては国が責任を持ってリスク管理を行うと。その責任を負うという趣旨だと思うのですが、そこではなく、そこから地方公共団体が利用するために必要な部分というのは、市が自分の責任で、責任を持って管理するということになるのでしょうか。

○デジタル行政推進課

市が責任を持って対応する形になります。国が用意するクラウドサービスの中に実際に使う業務システムを用意しますので、こちらは市の責任において管理等をしていくことになります。

○岡崎会長

そうすると、仮に全体のシステムに起因して情報漏えいとか何か問題が生じたときの責任の所在というのは、今おっしゃったような区分けではっきり明確にできるものなのでし

ようか。

○デジタル行政推進課

どこで実際にそういう漏えいが起こるかにもよるのですが、クラウドサービス自体の部分であれば国の責任になりますし、その中につくっている部分で動くところになりますと、市の責任ということになります。

○岡崎会長

そこは明確に区別できるものなのでしょうか。技術面は私は詳しくないので分からないのですが。

○デジタル行政推進課

そこは、きちんと原因を追究すれば、どこが原因なのかによって、国の責任なのか市の責任なのかは確認ができるものとなっています。

○岡崎会長

ほかにご意見やご質問はございますか。

○坂井委員

ちなみに、今ガバメントクラウドに携わっているクラウド事業者というのはどこですか。

○デジタル行政推進課

今デジタル庁が5社選定しておりまして、1つ目はアマゾン、2つ目がグーグル、3つ目がマイクロソフト、4つ目がオラクル、5つ目は条件つきですけれどもさくらインターネットという会社です。

○坂井委員

条件つきというのは何ですか。

○デジタル行政推進課

こちらはまだ環境ができていないのですが、今年度中に環境をつくるという条件の下で選定されています。

○岡崎会長

さくらインターネットというのは国内の企業なんですよ。

○デジタル行政推進課

そうです。

○坂井委員

「ベンダ間の移行を円滑化」と資料1に書いてあるので、今契約しているベンダについては、今後入れ替わる可能性があるということになりますか。

○デジタル行政推進課

今おっしゃったベンダというのはクラウド事業者ですか。

○坂井委員

はい。

○デジタル行政推進課

こちらの調整、連携というのは、仕様を統一することでデータのやり取りがしやすくなるというものになります。クラウド事業者はあくまでその土台を用意しているだけになりますので、どちらかというところ、ガバメントクラウドというよりは、仕様を標準にすることで調整コストがなくなりやすく、さらに、それによっていわゆる個別の機能がなくなっていくので、クラウドも広く利用されて、クラウドが利用しやすくなるという形になるかと思っています。

○岡崎会長

船橋市も、これから、あるいはもう既に決まっているのか、事業者へ委託をされるんですよ。それはもう決まっているのでしょうか。

○デジタル行政推進課

各業務システムについては今年度契約しておりますし、クラウド事業者については、直接というよりは、実際に中身の業務システムをつくる事業者さんが、例えばアマゾンであればアマゾンでつくりますとか、オラクルでつくりますという形でやっているような状況

でございます。システムの構築の契約は、今年度進んでいる状況でございます。

○岡崎会長

それは、さっき挙げた5社の中でという形ですか。

○デジタル行政推進課

我々はどちらかというとメーカーさんとシステムをつくるための契約をしまして、そのメーカーさんが、先ほどお伝えした5社のうちの1つを土台として使って契約締結という形になります。

○岡崎会長

何かございますか。

○加藤委員

全然違うことでいいですか。

○岡崎会長

どうぞ。

○加藤委員

パブリック・コメントを実施されたということですが、特に意見がなかったというふうになっております。つまり、反応が全然なかったのでしょうか。ということについて、どのように考えていらっしゃるかということ伺ってみたいなと思っているのですが。

○事務局

パブリック・コメントは、市全体でいろいろな案件でやっています。やっているという周知方法に関しても、広報に載せたり、ホームページに載せたり、Xで発信したりということをやっているところですが、どの案件に関しても、意見が出されることは少ないです。例えば、今、犯罪被害者に対する条例をつくろうということでパブリック・コメントをやっていますが、やはり特に自分に身近なところは結構意見が出てくるんですけども、ちょっと小難しい計画とか、そういったものに関しては意見が少ないというのが現状です。

今回、この評価書の関係も、やはり自分の生活に直結することがすぐに思い浮かばない

とか、案件が難しいのか、そういった感じで、ちょっと意見数は少なくなってしまうているのかなというふうには思います。

やはりどこの自治体も同じような傾向があって、意見を集めるのに苦慮しているという感じです。

○加藤委員

分かりました。最近「サイバー攻撃」という言葉も聞かれてくるようなご時世ですので、関心があるのではないかと思って、それで伺ってみました。具体的にこれがどうかということになると、やはり難しいのでしょうかね。

○事務局

ぱっと見てすぐ意見というか、取っつきにくいところもあるのかもしれないです。

○加藤委員

要は、「大丈夫ですか」という気持ちは皆さん持っていらっしゃると思うんです。よくやっっていらっしゃるから大丈夫だとは思うんですけれども。

○岡崎会長

専門的で分かりにくいところがあるので、そう簡単に意見が述べられないところがあるかもしれませんね。

○加藤委員

はい、ありがとうございました。

○岡崎会長

ちなみに、このシステムはどちらかの外国の運用を見本にしてつくったとか、そういう経緯はあるのでしょうか。そこはお聞きするあれではないのかもしれませんが。

○デジタル行政推進課

こちらのクラウドに関しては、国のほうが仕様を用意して調達をかけておりますので、それに基づいて、4社は外国資本ですが、そちらの応募があつて、1社は国内の事業者から応募があつて調達されたという結果になります。なので、外国をメインにというよりは、

国の用意した仕様にのっとして、結果、外国事業者が4社、国内事業者が1社選定されたという内容になります。

○岡崎会長

こういう標準システムで国も地方公共団体も全てという仕組みは、海外では一般的なもののなのかなとか、そういう素朴な疑問だったのですが。

○デジタル行政推進課

海外と同じような形かということですか。

○岡崎会長

そうです。

○青木委員

ですので、ISOやIEC、これはヨーロッパですよ。欧州や何かの規格というのがベースになっていますよね。認証を受けることになっていますから。だから、国際規格ですよ。国際規格のベースでということは、最終的にこのガバメントクラウドが、要するにほかの国や何かのリスク管理とうまく情報共有できるという意味で共通化するというイメージかなと捉えてはいるのですけれども。

○デジタル行政推進課

どの国の取組を参考にしているかは分からないのですが、重複投資が発生したり、自治体ごとにシステムが違うというところから標準化しましょうということが発端だと思っています。なので、海外の取組がベースかどうかというのは分かりません。

○岡崎会長

ちなみに、コストは現実には下げられるものなのですか。

○デジタル行政推進課

まだ本市でも始まっていない中なので、実際どうなるかというところは見えていない状況ではございます。国のほうとしては、コストを削減していくという方向性は出しているところではございます。

○岡崎会長

今後としては、もうここでこの点検がクリアできれば、来月とかにもう開始するような流れになるんですか。テストというか。

○デジタル行政推進課

テストとして今年度中に始めていくという形で、実際は来年度に本番として運用していく形になろうかと思います。

○岡崎会長

ほかにご質問、その他、ございますでしょうか。もう特にないですかね。

質問等がないようですので、ここから答申書の作成のほうに移りたいと思います。

担当課の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。退席していただいて結構です。

(担当課 退席)

○岡崎会長

それでは、評価書修正案の内容が特定個人情報保護評価指針の審査の観点に照らして適合性及び妥当性の双方を満たしているものかどうかを含め、答申の中身について協議したいと思います。

答申の内容についてですが、過去の第三者点検の答申書をベースに、事務局のほうから答申書のたたき台を提示してもらおうと思っていますが、いかがでしょうか。

○各委員

(異議なし)

○岡崎会長

それでは、資料の配付と説明をお願いいたします。

○事務局

答申案につきましては、事前に送付させていただいております。今お手元がない方はいらっしゃいますでしょうか。

○田部井委員
2つですか。

○事務局
3つです。

○事務局
65、66、67の3枚です。

○田部井委員
67だけが見当たらない。67がないですね。

○岡崎会長
2つは。

○田部井委員
2つは見たんですけれども。

○事務局
大変失礼いたしました。

今お配りしました資料につきましては、過去に同事務について第三者点検をしていただき、答申したものをベースとしております。国から示されております審査の観点で、記載のある適合性と妥当性について審査会で確認していただいたという内容になっております。

評価書を新規作成した際には、適合性及び妥当性の一つ一つの項目について触れた形で答申を行いました。今回の第三者点検では、評価の再実施ということ、ほかの自治体の答申の状況等を踏まえまして、一つ一つの項目には触れず、「指針の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしている」と包括的に記載しております。

また、2としまして、審査会からの付言を前回は付しておりますが、この部分につきまして今回どのようにするかということにつきましても、ご検討いただきたいと思いますっております。

なお、予防接種に関する事務については、前回は付言として「特にワクチン接種記録システムについては、その適正な取扱い及び管理の徹底を求める」旨を記載しておりました

が、当該システムの運用が終了したため、今回記載を削除しました。

説明は以上でございます。

○岡崎会長

ありがとうございます。

では、内容の協議を行う前に、答申書のたたき台に各自、目を通していただけますでしょうか。

基本的には同じ感じですね。ちなみに、前回の付言のものと3行は全く同じですか。

○事務局

同じです。

○岡崎会長

それはそれで、確かに徹底を求めていることなので、そのまま維持するということであれば別に同じでも構わないかと思います。

(各自、資料を確認)

○岡崎会長

それぞれの事務について、以前第三者点検を行ったと思うのですが、その後に漏えいトラブルとかそういったことが生じたということは船橋市ではありますか。

○事務局

市全体では、今回の4つの事務とは別に、個人情報の漏えい事案ですとか、特定個人情報の事案は正直何件かございました。

○岡崎会長

少なくともこの4つの事務に関してはないですか。

○事務局

前回第三者点検いただいたものから、それぞれの事務の漏えいはございません。4つの事務以外ではありましたが、この4つに係るものはございませんでした。

○岡崎会長

であれば、注意喚起を強くするとか、そういうところは必要はないのかもしれませんが。

○青木委員

すみません、突っ込んで聞いてはいけないのですが、他の部署でという話の中で、多くはヒューマンエラーみたいな感じでしょうか。

○事務局

おっしゃるとおりです。

○青木委員

それであれば。私の仕事先でもあった事例ですが、個人情報が入ったデータを国際会議ですとか会議の場に持って行って、そのパソコンを盗まれてしまうという事例ですとか、あとは、USBを持って食事に行って落としてしまったという事例ですとか、こういうのはヒューマンエラーというくくりになるので、そういう事例があれば、これは仕事先の責任という感じではないと思いますが。

○岡崎会長

対応できる範囲ではやっているということで、しょうがないということですね。

答申の内容、結論のところはこれでどうでしょうか。よろしいですか。

○各委員

(異議なし)

○岡崎会長

そうすると、あとは付言のところになります。前回と同じ文言ですけれども、この辺りはいかがでしょうか。もし何かここを変えるとか追加するということがあれば、お願いいたします。

○田部井委員

なかなか具体的な事案を挙げて注意喚起するというのも難しい問題ですので、この程度の内容で十分かと思います。

○青木委員

私も賛成です。

○岡崎会長

そうですね。抽象的ではありますが。

○加藤委員

ちょっと議論していただきたいのは、「おそれのある」という言葉なんですが。

○岡崎会長

「重大な影響を及ぼすおそれ」。

○加藤委員

そのとおりだと思うんですけども、何か限定してしまっている感じもあるので。

○岡崎会長

限定というのは、どの辺りを。

○加藤委員

つまり、「重大な影響を及ぼすおそれのある特定個人情報について、その適正な管理」と。個人情報一般についてではないような感じが。

○青木委員

おそれがないものはいいと。

○加藤委員

みたいな感じがしないでもないから、これでもいいのですが、ちょっと議論していただければと思っています。

○田部井委員

これは特定個人情報をどう形容しているかだけで、特定個人情報というのは個人の権利利益にすごく影響を及ぼすおそれがあるんだという修飾語を加えているだけなので、特定

個人情報だけれども、影響のないものは関係ないとは読み取れないから、いいような気がしますけれども。

○岡崎会長

「特に重大な」と入れる。でも、今回は特定個人情報の保護評価なので、対象がそれだけと限定されていて、一般的な個人情報は評価の対象としては考慮していないのでこういう言い回しになっているという理解でいいですかね。

○加藤委員

はい。

○岡崎会長

何となくおっしゃっていることは分かりましたが。

○田部井委員

それか逆にするか。「特定個人情報は住民の権利利益に重大な影響を及ぼすおそれがあることから」というほうが分かりやすいかもしれない。

○岡崎会長

ちょっとストレートになりますよね。修飾句ではなくて。

○田部井委員

端的に言えば、「特定個人情報はちゃんと扱ってね」と言えばいいだけなんですけれども。

○岡崎会長

「おそれのないものはいいいのか」みたいな変な解釈が成り立ってしまうような、ないとは思いますが、そういう危険を避けるためにも、今田部井先生がおっしゃったように、普通にこれこれこういうことであるので、という流れで今回は書きましょうか。

○青木委員

賛成です。

○岡崎会長

さっき田部井先生がおっしゃった。

○田部井委員

そうしたら、提案は、2行目の文頭は、「特定個人情報」は、点を入れるかは別ですが、「住民の権利利益に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、その適正な取扱い及び情報漏えい等を防止するための措置の徹底を求める」というふうに限定してしまう。「場合もあるから」とか変なふうに言ってしまうとあやふやになりますので、「そういうふうに及ぼすおそれがあるから徹底してください」ではっきりするかなと思います。

○岡崎会長

今ので大丈夫ですか。伝わっていますか。

○事務局

はい、大丈夫です。

○岡崎会長

皆様、今の案でよろしいですか。

○各委員

(異議なし)

○岡崎会長

では、この3件を同じような形で。内容は同じですけども、言い回しを変えるという形でよろしいですかね。「特定個人情報は住民の権利利益に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、その適正な取扱い及び情報漏えい等を防止するための措置の徹底を求める」と。

それでは、本件についてはこの内容で答申をするものといいたします。答申書は事務局から実施機関に渡しておいてください。お願いします。

次は審査請求に係る審議を行います。ここで休憩を10分ほど、3時10分まで取りたいと思います。

以下、非公開審議のため、会議録は公表しません。

9 資料・特記事項

別添のとおり

10 問い合わせ先

総務部総務法制課情報公開係

電話 047-436-2062